

# ○桐蔭横浜大学バイオセーフティー委員会規程

(平成 14 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 7 年 5 月 19 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、桐蔭横浜大学研究用微生物危険防止規則に基づき桐蔭横浜大学バイオセーフティー委員会（以下「バイオセーフティー委員会」という。）の組織及び運営等について定める。

## (組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 危害防止主任者
- (2) 自然科学者（危害防止主任者を除く。） 6 名
- (3) 人文又は社会学者 1 名
- (4) 医学又は公衆衛生学の専門家 1 名
- (5) その他学長が必要と認めた者

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、危害防止主任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

## (事務)

第 5 条 委員会の事務は、総務部研究推進課において処理する。

## 附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。